

## 日本ヒスタミン学会学術集会運営細則

### (目的)

第1条 本細則は、日本ヒスタミン学会（以下、「本学会」という）の会則第4条第1号に定める学術集会の運営に関する必要な事項を定める。

### (学術集会)

第2条 学術集会とは、有識者や会員の講演、シンポジウム、ワークショップ、パネルディスカッションや研究発表等により、ヒスタミン研究の啓発及び意見交換を目的とし、毎年1回以上開催する集会をいう。

### (代表幹事)

第3条 会則12条により選出された当番幹事が、代表幹事として学術集会を主催する。

### (代表幹事の職務)

第4条 代表幹事は、学術集会の組織委員会と協力し、学術集会の開催にかかる一切の業務を所掌する。

2 代表幹事に事故ある時は、幹事会が代行者又は後任者を決定する。

### (代表幹事の任期)

第5条 代表幹事の任期は、委嘱された日から該当する学術集会の会務報告がなされるまでとする。

### (組織委員会)

第6条 代表幹事は、組織委員会を設置しなければならない。

2 代表幹事は、地域や職種等を考慮して、組織委員会に相応しい会員を選出し、委嘱する。

3 組織委員会の任期は、委嘱された日から該当する学術大会の会務報告がなされるまでとする。

4 組織委員会は、学術集会のプログラムの企画、立案、運営等を行う。

5 学術集会の概要は、開催前年の幹事会に報告する。

### (学術集会事務局)

第7条 代表幹事は、学術集会遂行のために、所属機関の研究室に学術集会事務局を置くことができる。

2 学術集会事務局の設置期間は、当該代表幹事の任期と同一とする。

### (学術集会の公開)

第8条 学術集会は公開とする。ただし、代表幹事が必要と認めた時は、その一部を非公開とすることができる。

### (参加費)

第9条 学術集会に参加する者は、参加費を納入しなければならない。

### (発表資格)

第10条 学術集会で発表又は討論をする者は、本学会の会員とする。ただし、代表幹事が特に許可した者はその限りではない。

### (発表の申込)

第11条 学術集会で研究発表を行う者は、代表幹事の指定する期日までに研究内容等を所定の

様式により申込をしなければならない。

(倫理規定)

第 12 条 学術集会で発表される研究は、「ヘルシンキ宣言」ならびに医学研究に関する各種指針（厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>）に従うとともに、各施設の研究倫理規定等を遵守し、倫理的配慮のもとに行なわれた研究発表でなければならない。

2 申込者は、研究対象者のプライバシーや個人情報の保護に十分配慮しなければならない。

第 13 条 一般演題は公募制とする。

2 査読は匿名で行い、複数の査読者により公正に行う。

3 一般演題の採否は組織委員会で決定する。

4 代表幹事は、一般演題の採否の結果、発表形式、発表日時等を決定し、申込者に通知しなければならない。

(抄録集)

第 14 条 学術集会の抄録集等は組織委員会が編集する。抄録集は、会員に無料で配付し、非会員には実費で販売する。

(寄付等)

第 15 条 代表幹事は、学術集会開催の趣意書を作成し、企業からの寄付、広報協力、展示協力等を依頼することができる。

(学術集会の講師・座長等)

第 15 条 学術集会の講師・座長・発表者が一般正会員の場合、参加費と懇親会費は自己負担とする。講演料、交通費及び宿泊費は支給しない。

2 学術集会の講師・座長が非会員の場合、参加費と懇親会費を免除する。講演料は、代表幹事の所属機関の規定等を参考にして支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。

3 海外及び国内の特別講演者等の参加費と懇親会費は免除のうえ、講演料、交通費及び宿泊費は、代表幹事の所属機関の規定等を参考にして支給する。

(永年会員・名誉会員)

第 16 条 永年会員、名誉会員の参加費と懇親会費は免除する。

(企業共催)

第 17 条 代表幹事は、学術集会開催の趣意書を作成し、企業共催（ランチョンセミナー、モーニングセミナー、イブニングセミナー等）を依頼することができる。厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針（平成 20 年 3 月 31 日科発第 0331001 号厚生科学課長決定；<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kousei/i-kenkyu/>）を遵守する。

2 企業共催の講師・座長が正会員の場合、参加費と懇親会費は自己負担とする。講演料は、代表幹事の所属機関の規定等を参考にして支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。

3 企業共催の講師・座長が非会員の場合、参加費と懇親会費は免除する。講演料は、代表幹事の所属機関の規定等を参考にして支給する。交通費と宿泊費は実費を支給する。

(会務報告)

第 18 条 代表幹事は、学術集会の終了後 3 か月以内に学術集会にかかる費用の収支決算書及び

学術集会の会務報告書を、幹事会に提出しなければならない。

(細則の変更)

第 19 条 本細則は、幹事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(雑則)

第 20 条 本細則に定めるもののほか、学術集会運営に関し必要な事項は、別に定める。